

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の目標

すべての子どもが 自分らしく いきいきと暮らす のびのびと育つ まち

国立市子ども基本条例の目的は、「子どもが自分らしく幸せに生き、育つことができるまちを実現すること」と定めています。これは、児童の権利に関する条約の精神に則って規定しているもので、こども基本法(こども大綱)の目指す「こどもまんなか社会～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～」と同義であると考えます。

先に計画策定の背景でも述べた通り、現状の社会において子どもたちの周りには様々な課題が取り巻いており、全ての子どもが自分らしく日々生活すること、将来に向かっていくことが不安定な状況にあると言えます。本計画の5年間で法律・条例の目指す社会に向かっていくにあたっては、一人ひとりの子どもの置かれている状況に向き合い、一人ひとりのQOL(生活の質・育ちの質)が確保されるための施策を講じていくことが大切です。

国立市は、条例に基づき、子どもが安心して生きる権利、心豊かに育つ権利、自分の意見を尊重してもらう権利という、全ての子どもが生まれながらに持つ権利の保障の観点に立って施策を形成し、もって全ての子どもたちの自分らしい暮らし・育ちの実現を推進いたします。

2 計画の基本理念

本計画の基本理念は、国立市子ども基本条例第3条に規定する「基本理念」となります。

第3条 子どもの権利の保障は、次に掲げることを基本理念として進めるものとする。

- (1) 子どもを権利の主体として尊重すること。
- (2) 子どもがいかなる差別も受けることがないようにすること。
- (3) 子どもにとって最もよい事とは何かを第一に考えること。
- (4) 子どもがその命を守られ、愛され及び保護され、並びに心身ともに健やかに育つことを保障すること。
- (5) 子どもが自由に意見を表すことを保障するとともに、その意見を子どもの成長及び発達の段階、個性等を踏まえて尊重すること。

3 計画の体系の考え方

国立市子ども基本条例に基づく、子どもの権利の保障が、施策全体の軸となるため、体系図の最上段に「子ども基本条例の推進」という施策目標を掲げています。

その上で、各取組みを束ねる施策の体系については、前計画である第三次国立市子ども総合計画と同様、取組の対象別に施策を区分する形を継承して示しています。

なお、本計画は、法定計画であり、総合計画の行動計画として位置付ける「第三期国立市子ども・子育て支援事業計画(以下、「支援事業計画」)」を包含しています。支援事業計画にあたる部分は、体系別の取組とは別に章を設けて掲載しています。

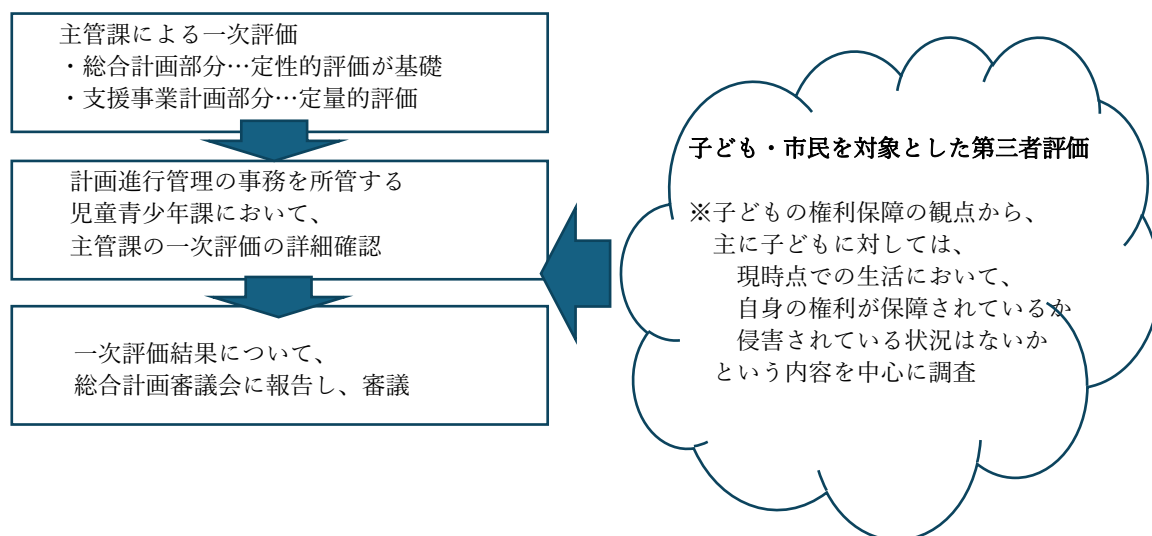
4 計画の効果検証について

計画の進行管理については、国立市子ども総合計画審議会において審議します。

進行管理においては、計画の進捗状況についてPDCAのサイクルのプロセスに基づき評価・検証をします。

実施の進捗、庁内推進体制の整備、新規事業への取組など、状況に応じて事業担当部署に審議会への参加を促し、ヒアリング等を行います。

加えて、本計画が国立市子ども基本条例に基づく、子どもの権利保障の計画にあたることから、子どもたちをはじめ、市民に対し、子どもの権利保障の観点での客観的評価を確認するための調査・ヒアリングを行います。



進捗調査については毎年度実施します。

計画の中間年度にあたる令和9年度には、中間評価として、子どもに対するヒアリング調査・また本計画の施策・取組みに対する意見を集約します。